

山田清市編著

伊勢物語

在中將集



山田清市編著

俘勢物語

在中將集

白
帝
社

昭和四十二年四月三十日 印刷
昭和四十二年四月三十日 発行
昭和四十六年四月三十日 四版

伊勢物語
定価 四五〇円

著 者 山 田 清 市

東京都千代田区神田神保町三丁目十三番地

発 行 者 奥 村 銀 松

東京都文京区本郷二丁目三番十二号

印 刷 者 欧 文 整 版

東京都千代田区神田神保町三丁目十三番地

発 行 所

白 帝 社

電話(24)四三五六番

凡 例

一、本書の本文は、定家本伊勢物語の中、定家自らが、その奥書の冒頭に記して「合_ニ多本_一所用捨_レ也、可_レ備_ニ証本_一」と記した武田本系統の中、今日のところ最善本たる松井簡治博士旧蔵、静嘉堂文庫現蔵本を以て、底本となし、これに書写系統を異にする為相本系統の最善本たる東常縁筆本、および幽斎本系統の最善本たる中院通勝筆本をもつて校訂し、定家自筆武田本本文を復原したものである。

一、本書の本文は右の意図にもとづき、原本を忠実に翻刻し、校訂本により原本の誤りと目される箇所は左に傍線を通して訂し、頭部に（底）として、その本文を掲出した。

一、本文校異には、天福本系統の代表善本たる伝定家筆本をもつてあて、天福本との異同本文箇所右に。点を施し、頭部に天福本本文を（天）として掲出した。

一、底本に存在する勘物は、該当箇所※印を施し、頭部にも見出しに※印を付して、すべてこれを掲げた。

一、翻刻にあたり、仮名づかい等も底本のままとしたが、講読上の便宜を考慮し、句読点と濁点と歌の番号のみはこれを校者において施した。

一、伊勢物語収載歌で、他の文献にも所収の同歌、類歌は、伊勢物語の成立に密接な関係を有するものをあげるにとどめた。就中、古今集と後撰集はその詞書もこれを記載した。右の典拠の作品、および本文は左記に拠った。

万葉集

西本願寺本（竹柏園複製）

古今集

卷一↓卷一〇 私稿本（古今和歌集成立論資料編）

卷一一↓卷二〇 志香須賀本（同）

後撰集

為相自筆本（古典文庫）

拾遺集

中院通茂筆本（古典文庫）

大和物語

為家筆本（尊經閣藏本）

古今和歌六帖

書陵部藏本

新撰和歌集

岩瀬文庫藏本

一、伊勢物語の成立に関係深い事項や歌は▼印をもって示し、補助資料として揭示した。

一、巻末に和歌索引を付し、且、尊經閣所蔵の「在中將集」を允許を得て、原文を忠実に翻刻し、又、解題の項に新資料の伊勢物語武田本八本を紹介し、業平集および伊勢物語の研究に資した。

一、本書成るに際しては、静嘉堂文庫、宮内庁書陵部、尊經閣文庫、天理大図書館、岩瀬文庫、鉄心斎文庫、岡西直作氏各位の御高配にあずかり、衷心から厚く御礼申上げるとともに、先進諸賢の学恩を被ること多く感恩の誠を捧げる次第である。

昭和四十二年三月八日

著者識

解題

一、伊勢物語武田本の名称及び伝来。

定家自筆武田本は冷泉家相伝本であつたことが諸種の記録から伺われるが、為相から為秀に相伝されて、貞治四年將軍に献上され、(伝、二条為重筆本奥書)將軍家から禁中に入り、後土御門院の勅物となり、後柏原院に御相伝になつて後柏原院は自ら宸筆本をのこされ(享祿四年本奥書)後、畠山義統に下賜され、更にそれが朝倉孝景にわたり、再転して武田伊豆守元信に移り、元光、信豊と伝来した。以後、「実隆公記」「惟清抄」等に「武田所持の本」と称せされ、之より武田本の名称が生じたのである。武田本はその後、三好長慶の所蔵するところとなり、長慶没後、天正十六年仲秋に細川幽斎が泉州堺にて之を見出し、幽斎の所有に歸したのである。(九大図書館蔵幽斎奥書本)その後、幽斎の許より尾州の徳川忠吉にうつり、忠吉没後、秀忠から家康に献上されたが、(駿府政事録。好書故事卷五十二)その後、杳として消息を絶っているのである。

二、武田本の成立と原本の形態

武田本原本の成立については、その奥書に年時が記されていないが、奥書の最後に記載する民部卿の唐名たる「戸部尚書」と署名のある点より推して、戸部尚書、即ち定家が民部卿の任にあつた建保六年七月九日以後、嘉禄三年十月廿一日(公卿補任)の間に成立したことが判明する。しかして、その原本の形態は、書写系統を全く異にする、後柏原院本系統の静嘉堂文庫蔵本、為相自筆本系統の常縁筆本、幽斎自筆本系統の中院通勝筆本の三者において、

本文は白紙一枚をおいて二枚目裏より書初め、一面八行、一行平均、十八―二十字詰、和歌二字下げの二行書にし、本文行間に武田本勸物を記載しているのであって、それらの形態の共通性は、そのまゝ原本の形態を伺わせるに足るのである。

三、武田本の本文的価値について

武田本と天福本とを対照すると、本文の異同箇所は全部で四十七箇所に達するが、その中、天福本における定家の明らかな誤りと目されるものが左記の如く存在するのである。即ち第十四段の歌句中、天福本の「くりはらのあねはの松」は栗原が宮城県（陸奥国）栗原郡金成町姉菌の地名を指し、「あねはの松」として歌によまれた名所でくりはらのあねはの松をさそひても都はいつこしらぬ旅哉（千五百番歌合、季能卿 書陵部藏本）

かくはかり年つもりぬる我よりもあねはの松はをいぬらんかし（夫木和歌抄 祐挙 静嘉堂文庫本）

等にも見え、よって「あねは」は「あねは」の誤字で武田本には正しく「あねはの松」と記されているのである。次に天福本は第五十二段の本文において、「かさなりちまさ」と記すが之は「飾りかき粽もまさ」のことで、五色の糸で飾ったちまきを意味し、天福本以外の定家本伊勢物語語の五系統の諸本を始め、広本系や塗籠本もすべて「かさりちまさ」で「かさなり」とする本文は天福本のみであり、之も定家の誤りとみなされるのである。

次に八十一段の本文中、天福本は「たいしきのしたにはひありきて」と記されており、広本系や塗籠本は「いたしき」であり、「たいしき」では語義不詳となり、その他の諸本多く、武田本の如く「いたしき」とあり、よって天福本を底本とした注釈諸本も「いたしき」に改めているのである。伊勢物語本文中、第四段にも「あはらなるいたしきに」とある点からも、ここは武田本の「いたしき」とする本文が正しいとみなされるのである。

次に第八十七段で、天福本は「ゑふのすけ」と記すが、天福本以外の諸本の殆んどは「ゑふのすけ」であり、天福本もそのすぐあとに「ゑふのかみ」と記している点から推して、やはり武田本の如く「ゑふのすけ」と記す本文が正當と考えられるのである。

以上の如く天福本には書写上から来る明らかな誤り、乃至誤りと目される本文を保有するが、武田本文にはそういう意味での欠陥はなく、よって伊勢物語の本文に定家本を採択する場合、武田本の優位性を知り得るのである。ただ、今まで武田本は定家自筆本の再建が容易でなかったが、本書の底本になった静嘉堂文庫本、及び校訂本たる常縁筆本、中院通勝筆本と、それぞれ系統を異にする極めて純度の高い書本の発見によって、本文の再建がここに可能になり、定家が自ら奥書に記した如く、伊勢物語定家証本の本文的価値を改めて認めねばならないのである。

四、底本及び校合本について

① 静嘉堂文庫蔵本

本書の底本に採択した静嘉堂文庫蔵本は、既に拙著、伊勢物語武田本に翻刻、（古典文庫）解説を加えておいたところであるが要点を再記すると、松井簡治博士旧蔵本で、定家自筆本を御土御門院より御伝受になられた後柏原院の宸筆本を忠実に書写したものである。なんとすれば、静嘉堂本と内容系統を等しくする享祿四年書写の武田本は（後述）その奥書に

宸筆書之

以定家卿自筆不替一字書写之

御判

と静嘉堂文庫本と同一の奥書を記し、更にその奥に

此一冊以当代宸筆之本不違一字令書写之也

可謂証本依経厚法眼所望加奥書而已

永正十四年正月十三日

入道尊鎮親王

と記し、更に一枚奥に享祿四年の書写事情を示す筆者の奥書を持つものであるが、本文内容その他の特質部分においても、静嘉堂本と一致を示し、よって静嘉堂本の書写系統が判然とするからである。

さて該本の形態は縦二十二、七糎、横十五糎、淡き水色無地の表紙中央に「伊勢物語」と題簽を有し、薄手鳥の子の料紙をもつて、本文一面八行乃至九行に書写し、和歌一字下げの二行書き、一行平均二十字詰、墨付本文八十二枚、本文は白紙一枚おいて、二枚目裏より書初め、末尾に武田本奥書一枚更に奥に

以定家卿自筆不替一字書写之

御判

と記すが、御判の字は別筆である。

本文行間に「武田本勘物」をもれなく有し、且「一本」乃至「イ」として朱の校合を示すのは、明白に天福本本文のそれである。書写年代は室町末期頃のものともなされ、今日のところ武田本の最善本である。本書の出現が、定家自筆本の再建を可能ならしめたのは即ち、細川幽斎が定家自筆本を一字違えず書写したのもつて「たびたび校合せしめおはりぬ」と跋を加えたところの、後述の「中院通勝筆本」をもつて対校するに、両者の明らかな誤写箇所を除き、その漢字、仮名づかいに至るまでことごとく一致を示し、ただ僅かに

(二十三段)

風ふけはおきつしらなみたつた山(田：通勝本
た：常縁本)

(九十四段) をのかきこゆる事はいままで(通勝筆本)
(常縁筆本)

の二箇所の用字法の異同をみるだけであつて、両者がそれ／＼書写系統を異にするにかゝらず、全体的にかくの如き一致を示すことは、とりもなおさず、両者の厳密な書写態度を示すとともに、それがそのまゝ、定家自筆本の内容を今に伝えるものであることを、伺わせずにおかないからである。しかして全文を通じて、本文の異同は次の如くである。

章段	静嘉堂文庫本	通勝筆本、常縁筆本
115 81 65 58 14 9	わかおもふ人はありやなしやと くりはらのあねはの あつまりゐて いとかなしきこと たいしきのしたに おきのゐて宮こしま	わかおもふ人はありやなしやと くりはらのあねはの あつまりゐて いとかなしきこと いたしきのしたに おきのゐ宮こしま

右六箇所の異同を有するが、常縁筆本、通勝筆本によつて校訂することによつて、ここに定家自筆武田本文の復原をなし得るのである。

② 中院通勝筆本

細川幽斎はその「闕疑抄」に「定家自筆武田本」を「天正十六年仲秋の比、和泉の堺よりもとめ出して感得所持畢」と記しているが、その定家自筆本によつて、天正十七年十月下旬に自ら一字違わずの態度をもつて書写したが

（九州大学図書館蔵）更にその幽斎自筆本をもって中院通勝が之を書写したものである。
（幽斎奥書自署本）

該本は現在、天理大学図書館に所蔵されているが、該本については、既に拙著、「伝常緑筆本伊勢物語」に紹介しておいたところであるが、その形態は、

縦二十二・三程、横十六程、薄様鳥の子の料紙に一面八行、一行平均十八字詰、和歌二字下げの二行書きに書写した胡蝶装の一冊である。本文は白紙一枚おいて二枚面裏より書初め、墨付本文八十九枚、奥書三枚の計九十二枚で、武田本奥書の次に

此物がたり、幽斎主翁の室家より書写せしむべきよしを命ぜらる。彼老人京極の黄門の自筆を所持せられしを、朝夕のまくらごととせんもたやすきやうなればとて、手づからみづから一字をかへずうつされし本にてこれをかき、かの正本にしてたびたび校合せしめおはりぬ。まことにつたなき筆の跡といふとも、証本にきては、おそらくひ有べからざるにこそ。此おもむきをしるしつくべきよしありしほどに、慶長二のとし、きさらぎの廿日あまりにかさねて一筆をのこし侍るになん有けると記載されていて、書写系路は歴然である。極札あり、

也足叟（花押）

中院殿通勝卿

法名也足軒素然
伊勢物語全一冊

琴山

を待つまでもなく、花押その他より通勝の自筆にかかることは認められるところである。しかして本文の異同は次の如くである。

章段	中院通勝筆本	静嘉堂文庫本
1	むかしはかくいちはやき はや夜もあけなむと思つゝとくちにをり、はや夜もあけ なむと思つゝあたりけるに	むかし人・はかくいちはやき はや夜もあけなむと思つゝあたりけるに、
6	わたしもりにとひければ、みな人見しらすわたしもりに とひければこれなむ宮ことりといふをきゝて	わたしもりにとひければこれなむ宮ことりといふ をきゝて
9	むかしおとこいとかしこく	むかしおとこ女いとかしこく
21	はりやりてけり、これをかの	はりやりてけり、せむかたもなくてたゝなきにな きけり、これをかの
41	かくかたはにしてありわたるに	かくかたはにしつゝありわたるに
65	山のにけていれすも	山のはにけていれすも
82	四十賀九条の家にて	四十の賀九条の家にて
97	むめのつくりえたにきしえたにきしをつけて	むめのつくりえたにきしをつけて
98	むめのつくりえたにきしえたにきしをつけて	むめのつくりえたにきしをつけて

右の如く九箇所の異同を有するが、その他の点では、静嘉堂本や常縁筆本と一致し、特に静嘉堂本と前述の如く用字法において右の誤写部分等を除くと前述の如く二箇所以外はことごとく一致を示すのであって、幽斎自筆本系統の最善本として、定家自筆本の再建に欠くことのできぬ位置を担うのである。

③ 常縁筆本

該本については既に武蔵野書院より複製刊行し（昭和四十三年四月）詳細な報告をつけておいたが、為相自筆武田本系統の

善本である。

その形態は縦二十二、八種、横十四、五糖、薄椽鳥の子の料紙に一面八行、一行平均十八字詰、和歌二字下げの二行書き、本文は二枚目裏より書き初め、墨付本文八十七枚、奥書二枚の計八十九枚より成り表紙中央に「伊勢物語」と題簽を付す胡蝶装の一冊である。見返しに「土佐行光筆」という奈良絵がはりつけてある。二重の箱入りで、内側の箱に金泥で「伊勢物語 東野州常縁筆」と記し、古筆了音の極札あり

東下野守常縁伊勢物語一冊

琴山

と記すが、恐らく、為相自筆本に深い関係を有する正徹周辺の門下の能筆家によるものと考えていたが、今回、新たに常縁自筆武田本伊勢物語の出現によって、（後述）該本も又常縁自筆なることが判明したのである。

武田本奥書の更に一枚奥に

写本云

以祖父真筆不違一字書写

藤為相判

と記す。定家自筆本が為相に伝わったことは種々明証があるが、その為相自筆本より直接出るものたることは疑いない。しかして本文の異同は左記の如くである。

章段	常縁筆本	静嘉堂文庫本
44	このうたあるかなかに	このうたは、あるかなかに
47	返し	返しおとこ

60	まめにおもはむといふに	まめにおもはむといふ人に
69	文徳天皇の女御	文徳天皇の御女
78	きのくに千里のはまに	きのくにの千里のはまに
98	ろく給けり	ろくたまへりけり

右の如く六箇所の異同を有するが、武田本と天福本とを比較して、その武田本特質本文の規定に殆んど誤りのないことが、特にすぐれた面である。又、中世以来、所謂、流布本と呼称される程、最も広まった為相本系統の源流を示すものとして、その証本的位置の貴重さもさることながら、定家自筆武田本文の再建に果す役割は静嘉堂文庫本、通勝筆本と相ならんで、欠くことの出来ぬ重要な位置を保つのである。

伊勢物語武田本の新資料

東常縁筆本

鉄心斎文庫の所蔵にかかる該本の出現は、以下の事由により伊勢物語の伝本史上にまことに大きな事実をもたらしてくれたのである。その形態は、縦二十一・三糎、横十五糎、厚様鳥の子に書写した胡蝶装の一冊である。金襴布表紙、題簽なく、帙入りで更に桐箱におさめる。箱中央に「伊勢物語東常縁筆鉄心斎蔵」と記した緑色の紙片を貼付する。別に極札あり

東下野守常縁筆

山琴

と記す。

本文は二枚目裏より一面十行、一行平均十六、七字詰、和歌二字下げの二行書きに書写し、墨付本文七十一枚、奥書二枚、白紙を最初に一枚付する。

奥に武田本奥書、次に同筆で

此

筆

〇 令書〇 本即相伝

証本也校合又同前可備

証本而已

従五位下常縁（花押）

と記す。□部分は虫損のため、不明である。

右の奥書が常縁の自筆たることは、書陵部蔵常縁筆拾遺集の署名等と比較しても疑いなくところである。ところで、該本の本文筆跡は、かつて影印刊行した拙著「伝常縁筆本伊勢物語」（武蔵野書院）と同筆と断んじ得ることである。

書風、筆法、あらゆる点で同一のものとみなされ、かくて、「伝常縁筆本」の筆者は、その際、正徹周辺の門下の誰人かと推定しておいたが、まさに東常縁その人とみなされるに至ったのである。

次に常縁筆本の出現によって、為相自筆本の再建を可能にしたことである。右の奥書に記す「相伝証本」は「定家自筆本」でなかったとみなされることは、本文行間に記載された朱注の存在と勘物記載上の特質によってである。この点に関しては以下別に述べる。さて「伝常縁筆本」の方は、その本文において、左記の如き異同を有していたのである。之を新出の常縁筆本と比較すると

章段	伝常縁筆本	常縁筆本
四四	このうたあるがなかに	このうたは・あるがなかに
四七	返しおほぬさと	返し男・おほぬさと
六〇	まめにおもはむといふにつきて	まめにおもはむといふ人・につきて

六九	文徳天皇の女御	文徳天皇の御女
七八	きのくに千里のはまに	きのくにの千里のはまに
九八	ろく給けり	ろくたまへりけり

即ち右の六箇所を「伝常縁筆本」は瑕疵として持っていたのであるが、新出の「常縁筆本」は見る如くいずれも正しく記されていて、そのことは、とりもおさず、親本の「為相自筆本」の本文の純正さを証明することになったのである。しからば、「常縁筆本」がその奥書に「相伝証本」と記しているものが「為相自筆本」であつたとみなされる根拠はどこにあるかと云うに、

その第一点は勘物の記載面についてである。「常縁筆本」は「伝常縁筆本」の欠脱する武田本勘物を全体にもれなく有しているが、しかし第九段の勘物中、左記の如く

章段	常縁筆本	小川寿一氏蔵本	静嘉堂文庫本
九	つほ塩といふ物あり	つほ塩といふ物あり	一本塩といふ物あり

と、「一本」とあるべき箇所を「つほ」と記載するのである。且又、第十四段の勘物注記の

桑子也、万葉云かけのたれお